

事 務 連 絡
令 和 6 年 4 月 1 8 日

公益通報関係省庁連絡会議構成員 各位

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）

民間事業者等における内部通報制度の実態調査及び
行政機関における公益通報保護法の施行状況調査の公表について
（情報提供・御依頼）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年6月の公益通報者保護法（以下「法」という。）改正により、常時使用する労働者の数が300人超の事業者に対し、従業員等からの内部通報に適切に対応するための体制（指針において「内部公益通報対応体制」と呼称しており、かかる体制として事業者が整備する制度は一般的に「内部通報制度」とも呼称されます。）の整備が義務づけられました。また、常時使用する労働者の数が300人以下の事業者には努力義務が課せられているところです。

このたび、改正法施行から1年半が経過したことから、全国の民間事業者における法や指針の認知度及び体制整備・運用状況並びに行政機関における法の施行状況について、実態調査を実施し、その結果を公表しましたので、お知らせいたします。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/research

今般の調査の結果、

- ① 義務対象事業者であっても、一部の業種において、内部通報制度の導入が進んでいない
- ② 義務対象事業者であっても、内部通報への対応や通報を理由とする不利益取扱いの禁止等について、内部規程を策定していない事業者や、特段の周知をしていない事業者が一定割合存在
- ③ 「内部通報の受付窓口を設置している」と回答した一方、「従事者（※）を指定していない」と回答した事業者も一定割合存在

など、一層の制度の周知を促す必要が認められたところです。

（※）法第11条第1項の「内部公益通報対応業務従事者」を指します。

関係省庁の皆様におかれましては、今回の調査結果を踏まえ、所管の団体や関係機関等に、改めて制度の周知をお願い申し上げます。

（以上）



（問合せ先）

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）
電話番号：03-3507-9253（直通）